

学童保育数は980か所増の1万8475か所に 入所児童数は1万4000人増にとどまる

71人以上の大規模学童保育への補助金打ち切りで入所制限が原因か
潜在的な「待機児童」が増えている

私どもは毎年、全国の学童保育数についての調査を行っています。2009年5月1日現在の調査結果がまとまりましたので、ご報告します。

1997年の児童福祉法改正により学童保育が法制化されて今年で12年目を迎えました。この間、共働き・一人親家庭の増加や、安全対策を考えて学童保育を利用する家庭が増えています。

ここ数年、学童保育数が不足しているために、待機児童の発生、大規模な学童保育が急増していました。国は「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「新待機児童ゼロ作戦」で学童保育の利用児童数を「2017年度までの10年間に3倍」にする目標を掲げています。

しかし、2009年調査では、以下に紹介するように、施設数はかなり増加したものの、入所児童数はあまり増えませんでした。また、待機児童も増えませんでした。

その理由はいくつか考えられますが、その大きな理由のひとつに、3ページ目の【調査分析】にあるように「70人以下に抑える」ために市町村が入所制限や入所抑制を行った結果だと推測されます。

以下、今回の調査でわかったことと、なぜそういう実態が生まれたのかを分析しました。

今回の調査でわかったこと

- **学童保育数は1万8475か所になった**
昨年と比べて980か所増えている（過去2番目の増加数）
児童福祉法に位置づく法制化後の11年間で、8848か所増えている
- **入所児童数は、初めて80万人を越えた。80万1390人の子どもが利用している**
昨年と比べて1万4000人増えたが、昨年の4万2000人増、一昨年の6万人増と比べて、増え方が落ち込んでいる。
→ なぜ1万4000人増にとどまったのか。【調査分析】参照
- **71人以上の大規模学童保育は、まだ2137か所ある。2009年度中に「分割」する予定の数は792か所であり、1345か所は2010年度も71人以上となる可能性がある。**
厚生労働省は、71人以上の大規模学童保育への補助金を2010年度から打ち切る方針。
このままでは、1300か所以上の学童保育で補助金がなくなる恐れがある。
- **学童保育の設置率は、自治体によって大きな差がある**
71人以上の大規模学童保育を「分割」して、施設数を大きく増やしている自治体と、「分割」をせずに施設数を増やしていない自治体とに大きな差が出ている。
- **運営主体は法人等が増加、開設場所は学校施設内が増加**

調査結果 1 増えているが、まだまだ足りない学童保育

- 学童保育数は、1万8475か所（2009年5月1日現在） * 昨年比 980か所増
- 入所児童数は、80万1390人 * 昨年比 1万4507人増
- 法制化後11年で、施設は8800か所増(2倍)、利用児童は47万人増(2.4倍)

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993	7,516	231,500人	
1998	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加し、 入所児童数は10万人増加（年平均2万人増）
2003	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加し、 入所児童数は20万人増加（年平均4万人増）
2006	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加し、 入所児童数は15万人増加（年平均5万人増）
2007	16,668	744,545人	入所児童数が1年間で6万1000人増加
2008	17,495	786,883人	法制化後10年で7,800か所増加し、利用児童は45万人増加
2009	18,475	801,390人	自治体などの入所抑制で潜在的な待機児童が増加

注) 全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。入所児童数の全数調査は、2006年から実施。それ以外は概数。

○ 学童保育はまだまだ不足しており、入所できない子どもがたくさんいます

- ① 学童保育のない小学校区が約3割ある（2008年厚生労働省・文部科学省調査）
- ② 保育園を卒園した子どもの6割しか入所できていません
2008年度に保育園を卒園して小学校に入学した児童数約45万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約28万人で、6割にとどまっています。
- ③ 母親が働いている小学校低学年児童（末子）のうち、学童保育に通っている子どもはまだ約3割です（低学年児童全体では2割が学童保育に通っています）
2006年の「国民生活基礎調査」によると、末子の年齢が6歳の児童の57.2%、7歳～8歳の児童の65%は母親が働いています。児童数にして約230万です。現在、学童保育に入所している低学年児童は約70万人です。

○ 待機児童数は約1万人います

今回の調査では、347市区町村に9257人の待機児童がいることがわかりました。全国学童保育連絡協議会の2007年5月現在の調査では、384市区町村に1万1548人の待機児童がいました。入所制限や入所の抑制をすれば「待機児童」が増えるはずなのに、増えていませんでした。

●「待機児童数」も増えていないのはどういう理由か

- 「待機児童」の把握がしにくい制度の問題が表れている
- 保育所のような定員制や入所申し込みシステムが確立していない
- ・定員制をとっている学童保育は多くありません
- ・公営の場合は行政に申し込むが、民営は各施設（運営主体）に申し込む
- ・申し込み方法は各施設毎に決めており、書類申請をする前に入所を断られる場合も少なくいため「待機児童」としてカウントされないケースが多いとみられる。

＜調査結果の分析＞

なぜ入所児童数が1万4000人増にとどまったのか

①入所の抑制

- 自治体として抑制する…………… 70人以下に抑えるために入所制限をしている

定員による抑制、入所を断る、高学年の受け入れ打ち切り

※自治体によって対応が分かれている（分割して受け入れる自治体も少なくない）

2009年度中に分割する予定のところは、792か所（71人以上の学童保育のある536自治体のうちの283自治体（52.8%）で分割予定がある）

＜理由＞

厚生労働省は、71人以上の学童保育を分割促進のために、2007年度から3年間の猶予期間を設けて、2010年度からは71人以上の学童保育への補助金を打ち切る方策をとった。また、分割促進のために施設整備費の補助金も大幅に増やした（2007年度予算18.1億円、2008年度予算23.6億円、2009年度予算56.6億円。政府の緊急経済対策の「安心こども基金」も、学童保育の施設整備費に使うこととした）。

しかし、施設整備費の補助単価が低いこと、分割後に必要な運営費の補助単価が低いこと（参考資料1）、補助率が3分の1（国と都道府県と市町村が各3分の1ずつ負担）であることなどから、市町村の持ち出し・負担が多く、財政状況が厳しいなかで、分割に踏み切ることには消極的な市町村が少なくなかった。

その結果、分割するよりも70人以下に抑える方針に向かい、入所児童の制限や抑制を図った市町村が少なくなかったと推測される。

特に1年生の入所児童数の抑制は激しく、2007年調査から2008年調査にかけては1万3147人増えているのに対して、2008年調査から2009年調査にかけては、1519人しか増えなかった。

- 施設・運営主体として抑制する…………… 大規模化のために入所を断らざるを得ない
- 保護者として…………… 大規模化で入所をためらう（安心して預けられない）
子どもが「行きたくない」と退所する（保護者は就労を断念等）

②不況の影響、保育料の有料化、高額化、減免措置がないなど経済的な理由で退所など

- ・不況のために仕事がなくなって未就労となり退所
（愛知・長野・栃木・群馬などでは、外国人籍の子どもの多くが退所）
- ・保育料を有料化した地域で退所児童が多数発生
- ・経済的負担から退所（母子家庭等でも減免措置がない地域も少なくない）

2007年実態調査では「減免措置がない」は48.0%（自治体数）

（注）退所した子どもは家庭で、テレビ・ゲームなどで過ごすことになるかと推測される

③「放課後子どもプラン」「全児童対策事業」の影響

- ・「放課後子ども教室」に切り替え
- ・少人数なので厚生労働省の補助金がもらえず、「放課後子ども教室」に切り替え
- ・補助金の対象となる児童に限定（児童館利用や「全児童対策事業」利用の除く）

④少子化による影響

- ・地方では小学校の生徒数が減っているために入所児童も減る傾向がある地域もある

調査結果 2

まだまだ減らない大規模学童保育 早急に分割して「適正規模」(40人以下)に

○ 71人以上の大規模施設はまだ2137か所あります

学童保育の「適正規模」は「40人程度まで」が望ましいとされていますが、40人未満の学童保育はまだ半数以下です。厚生労働省が、2010年度から補助金を打ち切るとしている「71人以上」の学童保育は、その方針を提起した2007年から比べると多少減っていますが、まだ2137か所もあります。

入所児童数の規模（学童保育数）（ ）内は%

児童数	98年調査	03年調査	2007年調査	2008年調査	2009年調査	2007年比較
9人以下	3.3%	4.2%	593 (3.6)	636 (3.6)	630 (3.4)	+37
10人-19人	12.7%	11.8%	1900 (11.4)	1925 (11.0)	2078 (11.3)	+178
20人-39人	50.0%	40.2%	5636 (33.8)	5807 (33.2)	6314 (34.2)	+678
40人-70人	30.9%	35.3%	6185 (37.1)	6646 (38.0)	7316 (39.6)	+1131
71人-99人	2.7%	7.3%	1809 (10.8)	1890 (10.8)	1667 (9.0)	-142
100人以上	0.4%	1.2%	545 (3.3)	591 (3.4)	470 (2.5)	-75
合計	100.0%	100.0%	16668 (100.0)	17495 (100.0)	18475 (100.0)	+1807

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、適正規模である40人未満の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

○ 2010年度から補助金がなくなる71人以上の大規模施設は1345か所

市町村が、2009年度中に分割を予定している学童保育数は792か所ありました。しかし、厚生労働省が2010年度から補助金を打ち切るとしている「71人以上」の学童保育は、まだ1345か所残ります。入所希望者が増えれば、さらに増えていくことが予測されます。

必要とする子どもたちすべてが「適正規模」の学童保育に入所できるように、国と地方自治体は、緊急に新設・分割がすすむような手立てをとることが求められています。

→ この点についての全国学童保育連絡協議会の要望については【参考資料4】参照。

○ 大規模化は、子どもたちに深刻な影響を与えています

「事故や怪我が増える」「騒々しく落ち着かなくなる」「とげとげしくなる」「ささいなことでケンカになる」「おとなしい子は放っておかれる」「指導員の目が行き届かない」「遊びや活動が制限される」などなど。「行きたくない」「退所したい」という子どもも増えてしまいます。

国民生活センターの「学童保育の安全に関する調査研究」では、規模が大きくなるほど通院・入院日数が長い事故・ケガが増えると指摘しています。

○ 学童保育は家庭に代わる「生活の場」として適正規模が必要です

学童保育は、安全で一人ひとりの子どもに安定した安心感のある生活を保障する施設です。指導員は一人ひとりの子どもを対象にした人間的な関わり、援助や働きかけを行う必要があります。大規模化したところで指導員を増やしても、一人の指導員は全員の子どもたちを見なければなりません。

◆ 全国学童保育連絡協議会「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」(2003年6月)

「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」

◆ 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月)

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」

調査結果3 都道府県別の学童保育数と入所児童数

	都道府県名	学童保育数	小学校数	設置率	施設数前年比増減	学童保育入所児童数	入所児童数(低学年)	小学校低学年児童数	低学年生徒のなかの入所児童の割合	71人以上の学童保育数	71人以上の学童保育の割合	2009年度中の分割予定数	学童保育の待機児童数
1	東京都	1,552	1,375	112.9%	102	78,747	76,362	293,567	26.0%	233	15.0%	64	1,849
2	埼玉県	910	829	109.8%	45	45,833	39,130	198,261	19.7%	124	13.6%	57	1,205
3	茨城県	586	574	102.1%	62	21,167	19,082	84,884	22.5%	25	4.3%	16	188
4	沖縄県	287	285	100.7%	40	11,373	8,186	50,508	16.2%	18	6.3%	7	135
5	群馬県	345	345	100.0%	30	16,344	12,923	58,735	22.0%	45	13.0%	38	72
6	栃木県	407	408	99.8%	8	16,898	14,062	56,440	24.9%	38	9.3%	31	49
7	石川県	232	233	99.6%	7	10,346	9,322	33,583	27.8%	31	13.4%	14	3
8	福岡県	768	776	99.0%	57	39,925	36,280	141,268	25.7%	170	22.1%	35	200
9	香川県	194	200	97.0%	7	7,569	6,780	28,488	23.8%	11	5.7%	9	117
10	大阪府	1,001	1,042	96.1%	19	48,484	43,721	249,094	17.6%	155	15.5%	65	1,210
11	奈良県	212	224	94.6%	19	10,220	7,942	39,895	19.9%	22	10.4%	12	44
12	滋賀県	223	236	94.5%	14	9,878	7,900	43,198	18.3%	37	16.6%	21	102
13	福井県	199	214	93.0%	11	6,210	5,780	23,909	24.2%	3	1.5%	1	0
14	佐賀県	177	192	92.2%	3	6,778	6,689	26,262	25.5%	23	13.0%	14	42
15	山梨県	197	215	91.6%	9	8,353	7,844	25,226	31.1%	24	12.2%	17	83
16	千葉県	786	859	91.5%	55	34,883	30,959	167,579	18.5%	89	11.3%	12	435
17	長野県	357	395	90.4%	2	18,668	16,046	62,962	25.5%	79	22.1%	47	112
18	愛知県	894	990	90.3%	55	35,885	31,702	218,186	14.5%	55	6.2%	22	540
19	富山県	186	206	90.3%	5	9,821	9,566	30,279	31.6%	37	19.9%	6	5
20	兵庫県	741	832	89.1%	29	32,536	30,129	162,016	18.6%	95	12.8%	16	339
21	山口県	313	354	88.4%	24	11,428	11,066	39,281	28.2%	22	7.0%	6	99
22	京都府	393	445	88.3%	9	18,048	16,683	70,306	23.7%	62	15.8%	11	81
23	広島県	505	588	85.9%	44	20,519	19,845	80,887	24.5%	40	7.9%	23	43
24	岡山県	368	432	85.2%	30	13,946	12,138	56,151	21.6%	26	7.1%	14	154
25	岐阜県	327	385	84.9%	15	11,363	10,278	61,873	16.6%	27	8.3%	7	85
26	静岡県	455	539	84.4%	26	19,946	18,499	106,645	17.3%	60	13.2%	37	309
27	鳥取県	123	162	75.9%	-2	4,434	4,064	16,512	24.6%	7	5.7%	1	5
28	宮崎県	206	274	75.2%	8	6,999	6,692	33,571	19.9%	8	3.9%	1	326
29	宮城県	340	457	74.4%	16	13,443	12,920	64,848	19.9%	28	8.2%	7	102
30	島根県	184	253	72.7%	13	5,167	4,888	19,635	24.9%	4	2.2%	4	76
31	神奈川県	646	895	72.2%	20	28,302	23,121	241,468	9.6%	60	9.3%	22	393
32	秋田県	188	266	70.7%	-5	7,673	6,647	27,606	24.1%	24	12.8%	3	33
33	熊本県	313	446	70.2%	8	13,511	12,283	52,197	23.5%	50	16.0%	16	43
34	青森県	249	366	68.0%	-1	11,261	10,346	39,118	26.4%	39	15.7%	14	49
35	新潟県	376	561	67.0%	22	15,065	14,280	65,431	21.8%	48	12.8%	23	10
36	長崎県	271	406	66.7%	41	11,499	8,742	42,058	20.8%	34	12.5%	11	32
37	北海道	841	1,307	64.3%	24	33,352	31,524	140,218	22.5%	91	10.8%	17	221
38	大分県	217	348	62.4%	10	8,615	7,461	32,847	22.7%	16	7.4%	4	50
39	福島県	323	534	60.5%	14	14,267	12,669	60,344	21.0%	42	13.0%	8	72
40	岩手県	253	422	60.0%	9	10,179	7,923	36,970	21.4%	27	10.7%	20	9
41	山形県	199	344	57.8%	17	8,628	6,912	32,405	21.3%	28	14.1%	19	0
42	三重県	246	432	56.9%	17	8,867	7,061	53,785	13.1%	18	7.3%	10	46
43	愛媛県	178	358	49.7%	7	8,102	7,859	39,919	19.7%	27	15.2%	5	180
44	和歌山県	145	299	48.5%	9	4,851	4,400	28,854	15.2%	2	1.4%	0	4
45	鹿児島県	291	603	48.3%	1	10,386	9,306	48,677	19.1%	12	4.1%	2	73
46	徳島県	130	272	47.8%	14	5,753	4,499	21,113	21.3%	17	13.1%	2	7
47	高知県	141	298	47.3%	11	5,868	5,487	20,177	27.2%	4	2.8%	1	25
	合計・平均	18,475	22,476	82.2%	980	801,390	717,998	3,527,234	20.4%	2,137	11.6%	792	9,257

(注)設置率の高い順に並び替えています。政令市・中核市も含まれています。

調査結果4 自治体によって大きく差がある学童保育の設置率

小学校数を基準とした学童保育の設置率と自治体数 () は割合

設置率	2007年調査	2008年調査	2009年調査	前年比
200%以上	27 (1.5%)	33 (1.8%)	40 (2.2%)	+0.4
150%~199%	41 (2.2%)	53 (2.9%)	78 (4.3%)	+1.4
101%~149%	174 (9.5%)	216 (11.9%)	265 (14.7%)	+2.8
100%	407 (22.3%)	418 (23.1%)	427 (23.7%)	+0.6
75%~99%	250 (13.7%)	249 (13.7%)	217 (12.1%)	-1.6
50%~74%	348 (19.0%)	322 (17.8%)	297 (16.5%)	-1.3
25%~49%	240 (13.1%)	221 (12.2%)	208 (11.6%)	-0.6
25%未満	132 (7.2%)	112 (6.2%)	89 (5.0%)	-1.2
学童保育なし	208 (11.4%)	187 (10.4)	179 (9.9%)	-1.5
合計	1827 (100.0%)	1811 (100.0%)	1800 (100.0%)	

政令市の設置率(高い順)と71人以上の学童保育数

都道府県名	市町村名	学童保育数	小学校数	学童保育数の前年比	設置率	71人以上の学童保育数	2009年度中の分割予定数	2010年度にも残る71人以上の学童保育数	学童保育の待機児数
埼玉県	さいたま市	155	102	9	152.0%	3	2	1	531
岡山県	岡山市	111	93	8	119.4%	12	2	10	66
福岡県	北九州市	145	131	19	110.7%	17	0	17	26
兵庫県	神戸市	186	169	7	110.1%	33	0	33	0
広島県	広島市	152	141	5	107.8%	6	0	6	0
北海道	札幌市	204	207	2	98.6%	47	0	47	0
福岡県	福岡市	143	146	-2	97.9%	77	6	71	0
大阪府	堺市	92	94	0	97.9%	60	0	60	587
千葉県	千葉市	116	120	2	96.7%	24	0	24	138
宮城県	仙台市	119	124	4	96.0%	13	7	6	0
新潟県	新潟市	105	114	7	92.1%	34	18	18	0
京都府	京都市	151	179	1	84.4%	35	1	34	57
静岡県	静岡市	71	87	4	81.6%	12	12	0	120
静岡県	浜松市	89	110	6	80.9%	7	4	3	116
愛知県	名古屋市	189	261	7	72.4%	0	0	0	0
大阪府	大阪市	172	297	-5	57.9%	14	0	14	0
神奈川県	横浜市	193	346	14	55.8%	22	0	22	0
神奈川県	川崎市	13	114	-1	11.4%	0	0	0	0
合計・平均		2406	2835	87	84.9%	416	52	364	1641

中核市の設置率(高い順)と71人以上の学童保育数

都道府県名	市町村名	学童保育数	小学校数	学童保育数の前年比	設置率	71人以上の学童保育数	2009年度中の分割予定数	2010年度にも残る71人以上の学童保育数	学童保育の待機児数
高知県	高知市	66	43	10	153.5%				3
岐阜県	岐阜市	66	48	3	137.5%				31
兵庫県	西宮市	57	42	1	135.7%	7	2	5	7
香川県	高松市	74	55	2	134.5%	4	1	3	102
千葉県	船橋市	67	54	13	124.1%	18	1	17	59
石川県	金沢市	74	61	1	121.3%	14	1	13	
大阪府	高槻市	49	41	3	119.5%	3	3		93
群馬県	高崎市	63	53	2	118.9%	2	2	0	47
岡山県	倉敷市	72	63	10	114.3%	7	9	-2	44
広島県	福山市	88	79	13	111.4%	10	7	3	0
奈良県	奈良市	53	48	11	110.4%	7	0	7	0
埼玉県	川越市	35	32	2	109.4%	6	0	6	0
富山県	富山市	70	64	2	109.4%	27	0	27	
神奈川県	横須賀市	51	48	6	106.3%				
和歌山県	和歌山市	59	56	3	105.4%				
兵庫県	尼崎市	45	43	1	104.7%		1		158
神奈川県	相模原市	79	76	-2	103.9%	16	15	1	211
大阪府	東大阪市	56	54	0	103.7%	7	7	0	66
長野県	長野市	54	54	-6	100.0%	34	36	-2	53
愛知県	豊橋市	52	52	3	100.0%	7	5	2	
宮城県	宮崎市	46	46	1	100.0%	2	1	1	198
鹿児島県	鹿児島市	78	80	3	97.5%	2	0	2	63
長崎県	長崎市	71	74	5	95.9%	17	3	14	24
福岡県	久留米市	44	46	0	95.7%	17	0	17	0
栃木県	宇都宮市	65	68	0	95.6%	11	10	1	
熊本県	熊本市	76	80	3	95.0%	32	7	25	
滋賀県	大津市	35	37	1	94.6%	17	6	11	
兵庫県	姫路市	65	71	0	91.5%	18	0	18	19
千葉県	柏市	36	41	0	87.8%	10	1	9	0
大分県	大分市	53	61	0	86.9%	12	0	12	
北海道	函館市	42	49	3	85.7%	1	0	1	0
山口県	下関市	46	54	5	85.2%	3	0	3	
北海道	旭川市	44	55	3	80.0%				111
北海道	青森市	39	50	0	78.0%	8	8	0	0
愛媛県	松山市	45	58	1	77.8%	9	0	9	32
岩手県	盛岡市	35	46	2	76.1%	3	1	2	5
愛知県	岡崎市	38	50	3	76.0%				38
愛知県	豊田市	57	76	6	75.0%	3	2	1	0
秋田県	秋田市	28	47	-6	59.6%	1	0	1	0
福島県	郡山市	32	58	2	55.2%	3	0	3	
福島県	いわき市	36	74	-1	48.6%	4	1	3	
合計・平均		2241	2287	109	98.0%	339	130	213	1364

調査結果 5

学童保育の運営主体と開設場所

●運営主体別の学童保育数（どこが運営しているのか）

公立公営が減少し、地域運営委員会方式（注）や保護者等がつくるNPO法人が増えています。民間企業が運営する学童保育も増えていますが（146か所、昨年は114か所）、そう多くはありません。指定管理者制度を導入して運営している学童保育は1722か所（昨年1493か所）です。代行先は、社会福祉協議会、地域運営委員会、父母会など、導入前の運営主体と同じところがほとんどです。

（注）地域運営委員会の運営とは：地域の役職者（学校長、自治会長、民生・児童委員など）の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところがほとんどです。

学童保育の運営主体

運営主体	か所数	割合	2007年比	備考
公立公営	7,769	42.1%	-2.1%	市町村が直営している
公社や社会福祉協議会	2,018	10.9%	-0.4%	半数は行政からの委託(1171か所)
地域運営委員会	3,415	18.5%	+1.7%	多くが行政からの委託(2396か所)
父母会・保護者会	1,429	7.7%	-1.3%	行政からの委託が多い(880か所)
法人等	3,480	18.8%	+2.4%	私立保育園(約950か所) 私立幼稚園(約200か所) 保育園を除く社会福祉法人(約630か所) 保護者等がつくるNPO法人(約830か所) 民間企業(約140か所)など
その他	364	2.0%	-0.3%	
合計	18,475	100.0%		

●開設場所別の学童保育数（どこで実施しているのか）

開設場所は、余裕教室が最も増えており（2年間で575か所増）、学校施設内が半数になっています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上が公設です。

最も劣悪な環境にある民家・アパートは毎年確実に減ってきているとはいえ、まだ全体の7%あります。民家・アパート利用の多い市町村は、横浜市(163)、大阪市(109)、さいたま市(50)、札幌市(49)、名古屋市(46)などの政令指定都市に多く、次いで、函館市(26)、山形市(23)、金沢市(22)、平塚市(20)などとなっています。

開設場所

開設場所	開設場所	割合	2007年比	備考
学校施設内	9,220	49.9%	+2.3	余裕教室活用(4,988) 学校敷地内の独立専用施設(3,510)など
児童館内	2,631	14.2%	-1.6	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,378	7.5%	+0.1	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,886	10.2%	-0.7	公民館内(423) 公立保育園内・幼稚園内(357) その他の公的な施設内(1,053)
法人等の施設	1,267	6.9%	+0.2	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,284	6.9%	-0.4	保護者が借りたアパート・借家など
その他	809	4.4%	0	自治会集会所・寺社など
合計	18,475	100.0%		

参考資料1

学童保育数と国の補助金・施策の推移

年	学童保育数	前年比	国庫補助総額(万円)	国庫補助単価(万円)	国庫補助対象数	国の施策の動き
1950年代						大阪や東京で民間保育園や親の共同運営による学童保育が誕生
1962						「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1963						児童館への国庫補助開始(「カギっ子対策」として)
1966						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515					
1970	1,029					
1971						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	30	725	都市児童健全育成事業が創設(留守家庭児童対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもとで、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助するもの)
1977			1億0800	30	925	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1978	約3,000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換。児童館はそのための拠点のひとつに位置づけ)
1993	7,516	...	14億0643	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけられる
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名からに緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	150.8	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	168.6	13,200	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育について集中審議
2006	15,858	549	111億8100	168.3	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文科科学大臣が「放課後子どもプラン(仮称)の創設」に合意。
2007	16,668	810	158億5000	213.2(注)	20,000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育の箇所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に変更して、開設日が増える毎に補助金も増額する。200日から249日の学童保育は3年後に補助金廃止。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	同上	20,000	『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、仕事と生活の調和行動指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法でも学童保育整備目標を「参酌標準」化する法改正。長時間開設加算変更、障害児受入加算額は142万円は倍増。「安心こども基金」でも施設整備費活用。社会保障審議会少子化対策特別部会「検討の視点」提記。
2009	18,475	980	234億5300	215	24,153	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育のあり方の抜本的な見直しが始まる。

(注)学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。2007年度補助単価は児童数20-35人で290日開設の場合の金額

参考資料2

実際の運営費と比べて少ない補助単価

1施設年間600万円程度で運営できると国が想定していることが大きな問題です 実際の運営費の平均は1施設年間1000万円以上

国の補助金の単価は、児童数45人規模の学童保育なら年間600万円前後で運営できると想定して、その半額の300万円程度とされています。この補助単価の3分の1（約98万円）が国から出される補助金です。残りは都道府県と市町村が3分の1ずつ負担します。

しかし、補助金が少ないために指導員の人件費が低く抑えられていることが多い父母会運営の学童保育でも、年間1000万円以上の運営費がかかります（2007年の実態調査では、市町村の平均補助金額は1施設年額430万円でした。保育料は月1万円程度で、合計年間1000万円の運営費となります）。1000万円のうち、国から支出される金額はわずか98万円ですから、自治体の持ち出しがかなりあります。これが、新設や分割をして適正規模にするうえでの大きな妨げとなっています。

600万円程度で運営できるという想定自体が、実態と大きくかけ離れており、大きな問題です。

学童保育の貧困な実態を底上げするためにも、国の補助単価を大幅に引き上げることと、国の補助率を高める必要があります。

<学童保育の補助金と負担割合> *厚生保険特別会計児童手当勘定の事業主拠出金から支出

・1施設にかかる運営経費が年間1000万円の場合の収入の内訳と負担割合は次の通りです。

- ・児童数45人で計算（2007年度実態調査の平均児童数44.7人）
- ・2007年度の国の補助単価は、293万円（児童数45人、開設日291日で計算）
- ・2007年度実態調査で、1施設への平均補助額は430万円

補助金 43%	}	国の補助金 294万円	国負担分 98万円	国庫負担分 98万円
			都道府県負担分 98万円	都道府県負担分 98万円
			市町村負担分 98万円	
		市町村の上乗せ文 136万円		市町村負担分 234万円
保育料 56%	}	保育料収入 570万円 月額10,500円 児童数45人		保護者負担分 570万円

※政令市・中核市には、都道府県負担分も市が負担（332万円）

<保育所の国庫負担金と負担割合>

・国が支出する「費用のうち公費負担分の2分の1」とは、国が定めた基準に基づき積算された金額（保育単価の総額）の2分の1を国が負担すること。

保育料 40 | 残りの60の半分を国、1/4が県と市で負担

保育料 40%	国 30%	県15%	市15%
---------	-------	------	------

国基準で定めた運営費（保育単価の総額）100

- ・国が自治体毎の保育料の徴収基準総額を示す（実態として保育単価の総額の40%程度）。
- ・国が示す国基準の保育単価は、あまりに低いため、どこの自治体も上乗せしている。（東京都内の保育所などは、保育士の加配など国基準の2倍の費用をかけて運営している）
- ・実態としては次のような負担割合になっている（2倍かかっている場合）。

保育料 20%	国 15%	県7.5%	市7.5%	市の上乗せ 50%	（市合計57.5%）
---------	-------	-------	-------	-----------	------------

参考資料3

学童保育の利用児童数を10年間で3倍に

「新待機児童ゼロ作戦」、厚生労働省の学童保育方針と予算

◆「新待機児童ゼロ作戦」について(抜粋) 2008年2月27日策定

2 目標

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間で集中重点期間とし、取組を進める。

<10年後の目標>

- ・放課後児童クラブ(小学1年～3年)の提供割合 60%(現行19%)
[登録児童数145万人増]

3 基本方針

- (2) 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)にも施策対象を拡大する。
- (3) 保育サービス及び放課後児童クラブについて、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大する。
- (4) 子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、一定の質が確保されたサービスの提供を保障する。

4 具体的施策

- (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進
「放課後子どもプラン」等に基づき、学校の余裕教室等を活用して、留守家庭児童に対して安心感のある安定した生活の場を確保し、多様なニーズ等に対応するため、放課後子ども教室推進事業と連携しつつ、必要な全小中学校区での設置を図る。
 - (5) 質の向上等に資する取組の推進
- ③ 質の高い放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進
放課後児童クラブガイドラインを踏まえた質の高い放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進を図る。

◆2009年度の厚生労働省の学童保育に対する方針

○学童保育整備のスピードアップを図る → 2009年度中に1万6600か所を2万4000か所に
(参考)「新待機児童ゼロ作戦」では、2017年度までに利用児童数を小学校低学年の児童の6割とする目標を設定(10年間で145万人増)。2008年7月発表の「5つの安心プラン」では、2010年度までの集中重点期間に利用児童を約50万人増やす目標を立てている。

○分離・分割促進のために、「71人以上」の学童保育に対する補助金は2010年度に打ち切り

放課後児童健全育成事業の補助金額 (2009年度)

- 総額 234億5300万円 (前年比47億5900万円増)
- 運営費補助 176億2200万円 (前年比14億9000万円増)
対象数 2万4153か所分 (前年比4153か所増)
- 施設整備費 56億6800万円 (前年比33億400万円増)
 - (1) 創設費補助(学童保育専用の施設の建設費) 補助単価2112万円
 - (2) 放課後子ども環境整備事業
 - ① 余裕教室等の既存施設改修費(補助単価700万円)
 - ② 設備整備費(補助単価100万円)
 - ③ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業(補助単価100万円)

○「安心こども基金」(総額2500億円)を、学童保育の施設改修費にも活用できる

2 放課後児童クラブについて

(2) 新たな制度体系における方向性

- 放課後児童クラブについては、保護者が働いている間など、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、地域格差を生じさせることなく、全国的に実施していくべきである。都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りながら、低学年を中心としつつも小学校全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要であり、このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。
- 量的拡大を図っていく上では、まず、場所の確保が欠かせない。特に、小学校は、移動時の事故等の問題もなく安全・安心であり、校庭などで他の子どもたちなどと触れあうこともでき、引き続き、その積極的活用を図っていく必要がある。
- 大幅な量的拡大を図っていくためには、人材確保が重要な課題である。現在、従事者の勤続年数が短い、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘も踏まえ、財源の確保と併せ、人材確保のための職員の処遇改善等を図っていく必要がある。
その際、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくという視点、一方で、指導員と子ども、保護者との間で安定した人間関係が築けることがサービスの性格上望ましいという視点に配慮することが必要である。
- 子どもが良好な環境の下、放課後の時間を過ごせるようにしていくべきこと、障害児の利用にも積極的に対応していく必要が高まってきていること、現在の国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があるという指摘などを踏まえ、サービスの質の維持・向上を図っていく必要があり、財源の確保と併せ、そのための基準の要否、そのあり方、担保の方法を検討していくべきである。
その際、大幅な量的拡充を図っていく過程であることや事業実施の柔軟性といった観点も併せ考える必要がある。
また、指導員の養成、専門性の向上に向けた研修の強化を図っていく必要があるとともに、事業に関わる者すべてについて障害児を含めた子どもとの関わりについての研修機会の確保など条件整備をしていくことが重要である。
- 以上のような量・質両面からの充実を図っていくため、必要となる制度上の位置づけ（市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等）及び財源のあり方を、さらに検討していくべきである。その際、サービス利用保障を強化するための財源保障を強化をする場合には、財政規律の観点からの一定のルール（※）が必要となると考えられることに留意が必要である。
※ 他の制度例では、サービスの利用の要否に係る認定の制度（保育の場合は保育にかけるか否かの判断）、給付の限度額の設定、サービスの利用量に応じた利用者負担などがある。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との間の関係については、連携を一層進めていく必要があるが、一体的運営については、放課後児童クラブを利用する子どもは保護者が働いている間は家に帰るという選択がないことに十分配慮する必要があり、一方で、いろいろな子どもとの遊びの機会、サービス利用の自由度、効率的な事業実施といった観点から一体的運営に利点がある場合も考えられ、放課後子どもプランの実施状況などを十分踏まえながら、対応すべきである。

学童保育の抜本的な拡充に関する要望書

要望項目

1 国の学童保育に対する抜本的な拡充、集中重点的な取り組みに関する要望

- (1) 国が決めた目標である、学童保育の利用児童（入所児童）を「10年間で3倍化する」「質の高い放課後児童クラブを推進する」ことが着実に実現できるように、国としての方針と財政措置を明確にし、具体化してください。
- (2) 次世代育成支援対策「新たな制度体系」づくりには、2008年12月19日に出した全国学童保育連絡協議会が提出した要望内容(別添1)が実現されるよう、検討ください。特に、現在の制度の持つ問題点（公的責任が弱く、最低基準と財政措置が法制度的に明確でない）を抜本的にあらため、子どもの施設に求められる安定的・継続的な運営できるよう公的責任による条件整備ができる制度にしてください。補助方式では、利用者への個別補助や利用時間数に応じた補助方式にすることは絶対にやめてください。
- (3) 文部科学省の「放課後子ども教室」事業や自治体独自の「全児童対策事業」と、学童保育が「一体化」「統合」されることは、事実上の学童保育の廃止につながります。そのようなことにならないように、学童保育に必要な要件（留守家庭児童の家庭に代わる『生活の場』に必要な「専用施設（室）」「専任指導員」「固定した子どもの生活集団」）を明確にし、国の学童保育制度を抜本的に拡充してください。そして、それぞれの事業が連携が図られるようにしてください。
- (4) 国が決めている「集中重点期間」（2010年度まで）に学童保育の抜本的な拡充が図られるよう、追加経済対策の「安心こども基金」の活用も行い、適切なテンポ・スピードと規模で整備を図ってください。その際、「安心こども基金」も国の補助率を引き上げ、自治体の負担を軽減して、実際に活用できるようにしてください。

2 国の学童保育制度の見直しに関する要望

- (1) 児童福祉法について以下の内容での改正を行ってください。
 - ① 国および地方自治体の「公的責任」を明確にし、学童保育の「最低基準」を定め、財政措置が法的に明確になるように、児童福祉法および関係令を改正してください。その際、現在の児童福祉事業（第6条の2）としての位置づけを見直し、児童福祉施設（第7条）に位置づけてください。
 - ② 学童保育の対象児童を現行規定の「おおむね10歳未満」から、「学童保育を必要とする小学生」としてください。
- (2) すべての学童保育が、「安全で安心な子どもたちの生活」を保障するのに必要な質が確保できるよう、ガイドラインではなく、国としての学童保育の設置・運営基準（最低基準）を定めてください。
- (3) 児童数71人以上の学童保育の解消にとどまらず、「適正規模（40人まで）」の実現に早急に着手してください。
- (4) 国としての学童保育の「最低基準」ができるまでの間でも、学童保育の質的向上がより図られるよう、適正規模や指導員の配置と体制、施設・設備などを明確にするなどして「放課後児童クラブガイドライン」を改定し、かつ実効力を持つような手立てをとってください。
- (5) 学童保育の安全対策の強化のために、国としての方針を持ち、十分な対策をとってください。特に、国民生活センターの「学童保育の安全に関する調査研究」で出された提言(別添2)が実現されるよう、文部科学省への働きかけ（「災害共済給付制度」に学童保育も対象となるよう）も含めて必要な手立てを講じてください。

3 学童保育指導員に関わる課題に対する要望

- (1) 指導員に関わる制度の拡充と財政措置を重点的に図ってください。特に、指導員の専任・常勤・常時複数体制が実現できる制度的の確立と財政措置を図ってください。
- (2) 指導員の公的資格制度の創設と、養成機関を整備してください。
- (3) 指導員の国での研修制度の創設と自治体への研修費補助を増額してください。
- (4) 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」を、指導員の望ましい配置と体制（専任・常勤・常時複数体制、児童数に応じた指導員数）について明確にしたものに改定してください。
- (5) 指導員の実態調査、ニーズ（要求）調査などを行って実態と課題を把握し、改善の方針を明確にしてください。

4 2010年度の厚生労働省予算に関する要望

- (1) 現在の国の補助金の補助率である「3分の1」を変更して、国の負担を2分の1にするなど拡大し、自治体の負担を軽減してください。
- (2) 運営費の補助単価を、常勤指導員が児童数に見合っって複数配置できるよう大幅に引き上げてください。
- (3) 施設整備費（新設、改築、備品費）の補助単価と予算総額を大幅に引き上げ、補助率も変更し、自治体の負担を軽減してください。
- (4) 経済的困難を抱えた家庭のために、保育料減免措置ができるよう国として経済的支援（運営費補助に減免措置加算を付けるなど）を図ってください。
- (5) 障害児の受け入れが促進されるよう、入所児童数に応じて適切な指導員配置ができる補助制度にしてください。また、受け入れのための指導員研修の拡充、専門家による巡回指導や相談員の配置などができるよう予算措置を行ってください。
- (6) 71人以上の学童保育の解消にとどまらず、適正規模として望ましいとされる「40人程度まで」の学童保育が実現するような補助の仕組みとしてください。また、40人以下に分割できるように、運営費と施設整備費の補助単価と予算総額を大幅に引き上げてください。
- (7) 土曜日の開設促進のために、補助基準日を「280日以上」に延ばしてください。同時に、土曜日の開設ができるよう補助金を大幅に引き上げてください。
- (8) 補助要件を、「全児童対策事業」との「一体型」のところが補助対象とならないよう、また、不十分な分割とならないよう、「専用施設（室）があること」「専任指導員がいること」「固定した子どもの生活集団」がなければならないことを明確にしてください。
- (9) 次世代育成支援の後期行動計画のために必要な十分な予算措置を図ってください。

5 「放課後子どもプラン」の見直し等に関する要望

- (1) 「放課後子どもプラン」の基本的枠組みを見直ししてください。
 - ① 二つの事業の「一体的あるいは連携」から、「それぞれの拡充と連携」とすることを基本的な枠組みとしてください。
 - ② 総合的な放課後児童対策としての「放課後子どもプラン」とするために、二つの事業だけでなく、児童館・児童センターの生活圏内での整備も含めて、地域の状況に応じた多様で豊かな放課後児童対策が実施できる基本的な枠組みとしてください。
- (2) 文部科学省と連携して、それぞれの事業の拡充を図ってください。
 - ① 「放課後子ども教室」は、固定した固有の施設（場所）の確保や、地域のボランティア任せではなく専任職員が配置できるように拡充を図ってください。
 - ② 教育委員会・学校関係者に学童保育への理解を求めるあらゆる手立てを講じてください。特に、「放課後子どもプラン」のコーディネーターに対して学童保育への理解を得られるように、研修など抜本的に強化してください。
- (3) 「放課後子どもプラン」だけでなく、保育所との連携推進を図るとともに（保育指針の改定によって小学校と保育所の連携が明記されたが、学童保育との連携は明記されていません）、虐待防止ネットワーク体制、地域の安全対策やさまざまな子育て支援ネットワークに、学童保育が地域の子育て支援施設として位置づけられるような措置を講じてください。

参考資料6

社会保障審議会少子化対策特別部会に出した 学童保育の「新たな制度体系」に関する要望

2008年12月19日提出 全国学童保育連絡協議会

次世代育成支援の「新たな制度体系」の検討にあたっての要望書

＜施設の確保、人材の確保に関する要望点＞

- ① 学童保育の施設は、「生活の場」にふさわしく適正規模で設置基準を定め、また、学童保育の専用施設の設置を基本として、児童館や余裕教室、その他の公共施設など地域の社会資源を活用して施設を確保できる制度を要望します。
- ② 指導員の確保のためには、現在の劣悪な人数配置・勤務体制・勤務時間・待遇の抜本的改善が必要です。「地域ボランティア」「定年退職者」などの活用ではなく、専任・常勤で常時複数配置ができるよう、指導員にかかわる配置基準を定め、常勤配置ができる財政措置を伴った制度を要望します。
- ③ 指導員を継続的・安定的に確保できるよう、指導員の公的資格制度の創設と、養成機関の設置を要望します。
- ④ 具体的には次の点を要望します。
 - ・指導員の配置は、専任・常勤・常時複数配置を基本とする。
 - ・指導員の配置基準は、児童数30人までは2人以上、40人までは3人以上とする。(41人以上は分割して40人以下とする)
 - ・障害のある子どもには必要に応じて専任の指導員を配置する。
 - ・指導員は常勤配置を基本とし、有期雇用や短時間勤務の非常勤配置は基本としない。勤務時間は、子どもがいる時間の前後も含めたフルタイム勤務を保障する。
 - ・指導員は、学童保育士（仮称）の資格を持つ者を配置する。
 - ・学童保育士は、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭を養成する施設・機関と同等の施設・機関で養成する。
 - ・国の補助単価は、常勤指導員の適正な配置ができることを積算して決める。

* 提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」（2003年6月全国学童保育連絡協議会）から

＜市町村の実施責任、サービス利用(提供)、補助方式のあり方の要望点＞

- ① 市町村には保育園と同等の実施責任があります。市町村には、「利用の促進の努力義務」ではなく、「必要としている児童が入所できるよう条件整備を図る」ことを義務づける制度を要望します。
- ② 市町村は、実施形態が公営・委託・補助を問わず、必要とする子どもすべてが入所でき、安全で安心して生活できるように学童保育の条件整備を行うことも含めて、行政が責任をもって学童保育を保障する仕組みを要望します。定期的に指定先を見直す指定管理者制度や倒産のある民間企業など、事業の安定性・継続性が確保できないような制度にはしないでください。
- ③ 国の補助方式は、運営が不安定になる利用者に対する個別補助ではなく、施設・事業の安定性・継続性に欠かせない実施主体・運営主体に対する運営費の補助とする制度を要望します。

＜学童保育の対象学年に対する要望点＞

- ① 必要としている高学年児童も事業の対象とされるよう法文上でも明確にすることを要望します。

＜学童保育の質的向上に対する要望点＞

- ① 国が最低基準を定め、どの学童保育でも質の確保と向上が図られる制度を要望します。
- ② 最低基準を定めることにより、現在の学童保育が切り捨てられるのではなく、底上げされて質的な拡充が図られるようにすることを要望します。
- ③ 質の確保のために、学童保育の保育指針の策定を要望します。

＜財源に関する要望点＞

- ① 将来にわたっても安定的に財源が確保できるようにすることが必要です。現在の奨励的な補助ではなく、財政保障の強化を図ることを要望します。市町村に条件整備を義務づけることとあわせて、国として市町村に対する国庫負担金となる制度を要望します。
- ② 市町村の負担と保護者の負担が加重にならないような負担割合を定めること、必要とされる内容・水準が確保できる学童保育の単価を決めることを要望します。

＜「放課後子ども教室」との一体的運営の制度的位置づけへの要望点＞

- ① 学童保育と「放課後子ども教室」は、法的根拠が異なり、それぞれに目的・役割や内容も異なります。二つの事業を同じ場所で同じ職員で行う「一体的な運営」は、学童保育の廃止につながります。したがって、「一体化な運営」を行う事業を制度として位置づけることはせず、それぞれ独自の事業として拡充させていくことを要望します。

参考資料 7

「放課後子どもプラン」は 学童保育を拡充する方向で推進を

○学童保育と「放課後子ども教室事業」は目的も内容も異なります

「放課後子どもプラン」については、学童保育と「放課後子ども教室」を「一体的あるいは連携」して推進すると言われてしていますが、二つの事業は目的も内容も実施方法もまったく異なるもので、「連携」はできても「一体化」はできません。

学童保育は、児童福祉法に位置づく事業で、共働き・一人親の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の生活を継続的に保障する施設・事業です。働く親を持つ子どもたちにとっては「家庭に代わる毎日の生活の場」です。

一方、「放課後子ども教室事業」は「基本的に、子どもが自由に出入りできる居場所づくり事業であり、『放課後児童健全育成事業』のように、児童の人数に応じた補助基準額は設定しない」「地域の方々と子どもたちとの活動を通して交流を深める地域ボランティア事業であり、生活の場を提供することを目的とした事業ではない」と文部科学省は説明しています。

パンフレット「あなたのまちの放課後対策を応援します」より

作成：文部科学省・厚生労働省 放課後子どもプラン連携推進室

Q 「放課後子どもプラン」を実施することにより、「放課後児童クラブ」の機能が低下するのではないのでしょうか？

A 上記のとおり、両事業の目的や性質は異なるものです。「放課後児童クラブ」は登録する児童の保護者からの一定の負担を求める代わりに、専門の指導員等による家庭代わりの手厚いケアがなされているものです。

本プランの実施にあたっては、「放課後児童クラブ」については、子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、長期休暇も含めた必要な開設日数（250日以上）の実施、専門の指導員の配置や専用スペースの確保など現行水準と同様のサービスの提供をお願いしています。

○「放課後子ども教室事業」は、週に1回～2回実施が大半です

2008年度の「放課後子ども教室事業」の実施か所数は約8700か所。しかも、多くのところが週1回程度の開催でした。この事業は、2004年度から実施している「地域子ども教室事業」を発展させたものですが、開催回数は週1回程度が大半です。

○同じ部屋で同じ職員が両方の事業を行う「一体化」は、学童保育の廃止と同じです 学童保育の目的・役割を果たすには、次のことが欠かせない要件です

- ① 働く親を持つ子どもたちの放課後（土曜・夏休み等は一日）には、「生活の場」が必要
- ② 家庭に代わる「生活の場」が必要な、毎日継続して利用する子どもたちがいること
- ③ 子どもたちが毎日過ごす専用施設（専用室）・専用設備があること
- ④ 子どもたちに継続的、安定的に毎日の生活を保障する専任指導員がいること

30人～40人の適正規模の学童保育（放課後児童クラブ）という「生活の拠点」があつて初めて、「放課後子ども教室事業」や児童館などを利用し、地域やクラスの子たちとも安心して遊べます。

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト・指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催（2008年は第33回目。7会場で実施して合計4750人受講）

会場	開催日	開催場所	受講者数
南関東会場（東京）	6月1日（日）	東京都国分寺市・東京経済大学	730人
北関東会場（群馬）	6月29日（日）	群馬県高崎市・上武大学	874人
西日本・京都会場	6月8日（日）	京都市・京都教育大学	780人
西日本・岐阜会場	6月8日（日）	岐阜県大垣市・スイトピア	353人
四国会場	6月22日（日）	高松市・高松テルサ	381人
東北会場	7月6日（日）	山形県天童市・市民文化会館	681人
九州会場	11月9日（日）	福岡県春日市・クローバープラザ	951人
合計			4750人

◆第44回全国学童保育研究集会の開催（滋賀県） *参加予定4500人

2009年10月24日（土）～25日（日） 滋賀県立体育館／立命館大学びわこ・くさつキャンパス

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者4万8000人）

◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新調査は2007年実施）③指導員の実態調査（最新調査は2005年実施）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

- 2003年『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報 2003-2004』
- 2004年『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き（2004年版）』
- 2005年『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う（実践記録集第5集）』『学童保育情報 2005-2006』
- 2006年『学童保育ハンドブック』（柗ぎょうせい）『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報 2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『指導員の現状・仕事・願い』
- 2007年『よくわかる放課後子どもプラン』（柗ぎょうせい）『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報2007-2008』
- 2008年『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報 2008-2009』『学童保育の拡充を求める1万2000人の声』『学童保育の新設・分割の手引き』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。